

平成28年度から軽自動車の税率が変わります

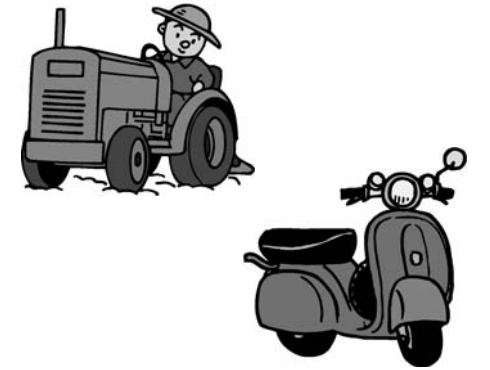
■問い合わせ先…税務課 ☎46-5563

平成28年度以降の軽自動車税の税率が、以下のように変わります。
なお、軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

■原動機付自転車や2輪車など

平成28年度から全ての車両の税率が次のとおり引き上げられます。

車両の種類	税率(年税額)		
	現行	平成28年度から	
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
2輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円



■軽自動車(4輪および3輪の軽自動車)

新車新規登録した年月(車検証の「初度検査年月」)によって税率が決まります。

平成27年4月1日以降に新車登録した車両に、改正後の税率が適用されます。なお新車新規登録年月から13年経過した車両には、経年重課税率が適用されます。

車両の種類	税率(年税額)				
	平成27年3月31日までに新車新規登録した車両(税率変更なし)	平成27年4月1日以降に新車新規登録した車両	新車新規登録年月から13年経過した車両 ※1(経年重課)		
軽自動車	3輪	営業用	3,100円	3,900円	4,600円
		乗用	5,500円	6,900円	8,200円
	4輪以上	営業用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円
		営業用	4,000円	5,000円	6,000円

※1 平成28年度に経年重課の対象となる車両は、新車新規登録が平成15年3月以前の車両です。

■燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)

平成27年度中に新車新規登録をした一定の環境性能を有する車両については、その性能に応じてグリーン化特例(軽課税率)が適用されます。

車両の種類	税率(年税額)				
	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	ガソリン車・ハイブリッド車			
		※2	※3		
軽自動車	3輪	乗用	1,000円	2,000円	3,000円
		貨物	1,800円	3,500円	5,200円
	4輪以上	営業用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	1,000円	1,900円	2,900円
		営業用	1,300円	2,500円	3,800円

※2 乗用:平成17年排出ガス規制75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物:平成17年排出ガス規制75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

※3 乗用:平成17年排出ガス規制75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物:平成17年排出ガス規制75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

水道を凍結から守りましょう

これからの季節、水道凍結事故が多発します。水が出なくなったり水道管が破裂したりする凍結事故により、修理に多くの費用がかかる場合があります。水道の凍結には注意しましょう。

- ▼外気温がおおむね氷点下4度以下になったとき。
- ▼旅行などで家を数日間留守にするなど、長期間水道を使用しないとき。
- ▼水道の凍結を防止しましょう
- ▼水道管や蛇口を布で巻き、濡れないように保温してください。
- ▼凍りやすい場所には、保温ヒーターなどを設置しましょう。
- ▼外出の際や寝る前に、水抜き栓を使って水道管内の水を抜きましょう。(水抜き栓を中途半端に開けたり閉めたりすると地中に水が漏れ、知らないうちに水道を使用していることとなりますので、操作

には十分注意してください)
■凍結による水道管の漏水修理について

給水装置を所有されている人が、町指定給水装置工事業者に直接依頼し、修理していただきます。

■メーターボックスの周りを整備しましょう

毎月上旬(1日〜5日)に水道の検針を行っています。検針しやすいよう、次のことにご協力をお願いします。

- ①メーターボックスの上に物を置かないでください。
 - ②メーターボックスの中はきれいにしてください。
 - ③犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離してつないでください。
 - ④メーターボックスに雪が積もった場合は、雪かきをしてください。
- 問い合わせ先
建設水道課 ☎46-5569

悠久の湯平泉温泉「年末年始感謝キャンペーン」

悠久の湯平泉温泉では、日ごろのご愛顧に感謝し「年末年始感謝キャンペーン」を開催します。

■期間

12月1日(火)〜28年1月31日(日)
※ 12月29日(火)〜28年1月3日(日)は除く

■特典

▽18時以降の入館料300円(通常は19時以降300円)

▽65歳以上の人は1日300円(時間制限なし)

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

平成27年(平成28年度)確定・町県民税申告などについて

年が明けると町・県民税の申告と所得税の確定申告の時期を迎えます。収入、支出の科目ごとの整理や各種控除を証明する書類などを確認して、申告の準備を始めましょう。また、平成26年1月から、確定申告などの記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大され、個人で事業や農業、不動産所得がある全ての人に日々の取り引きに関する帳簿の記帳

が義務付けられています。収入や経費の記帳漏れがないか、1年間の合計額が正しく計算されているか帳簿の確認をお願いします。なお、換地清算金や土地・建物の売買に伴う収入がある場合は、早めに税務署へ申告されることをお勧めします。

■問い合わせ先
税務課 ☎46-5563

「特設人権・行政合同相談所」を開設

人権擁護委員による人権相談所と行政相談委員による行政相談所を合同で開設します。

家庭や職場、学校や近隣などで困っていることや心配事、行政(国、県、市町村)や特殊法人など(郵便局、NTT、高速道路など)の仕事に関する困りごとや要望がある人は、お気軽にご相談ください。
※ 相談は無料、予約も不要で、秘密は守られます。

■日時:12月3日(木) 10時〜15時
■場所:役場2階和室
■相談員
【人権擁護委員】
▽石川長善さん(5区)▽及川幸子さん(11区)▽千葉博昭さん(16区)
▽千葉哲子さん(18区)
【行政相談委員】
▽佐藤伸さん(20区)

■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

平成27年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

国では、拉致問題の一日も早い解決の必要性を多くの人に理解してもらうため、毎年12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

北朝鮮当局による人権侵害問題へ

の対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562